

平成 28 年

東部知多衛生組合議会  
第 2 回臨時会会議録

平成 28 年 10 月 10 日（月）開会  
平成 28 年 10 月 10 日（月）閉会

東部知多衛生組合

## 平成28年東部知多衛生組合議会第2回臨時会会議録

平成28年東部知多衛生組合議会第2回臨時会は、平成28年10月10日東部知多浄化センター議場に招集された。

### 1 応招議員

1番 深谷直史	2番 大西勝彦	3番 日高 章
4番 月岡修一	5番 富永秀一	6番 早川直彦
7番 山下享司	8番 前田明弘	9番 西尾弘道
10番 久保秋男	11番 沢田栄治	12番 渡辺 功

### 2 不応招議員

なし

### 3 出席議員

応招議員と同じ

### 4 欠席議員

不応招議員と同じ

### 5 開閉の日時

平成28年10月10日（月）午後4時00分 開会

平成28年10月10日（月）午後4時48分 閉会

### 6 傍聴者

なし

### 7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 神谷明彦 副管理者 山内健次

副管理者代理 間瀬政好 会計管理者 福井芳信

事務局長 遠藤公昭 業務課長 久米繁治 総務課長 加藤博之 主幹 佐藤正裕

副主幹 外山紀元 業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 浅田貴志

8 職務のため議場に出席した者

書記 遠藤公昭 書記 加藤博之 書記 浅田貴志

9 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 5 号 平成 28 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 4	議案第 6 号 工事請負契約の変更について

○議長（深谷直史）

皆さん、こんにちは。皆様方におかれましては、お休みのところ、また、大変お忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより議事に入ります。ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって、平成 28 年東部知多衛生組合議会第 2 回臨時会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。ここで、管理者からご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、こんにちは。本日は、体育の日と言うことで祝日でお休みのところ、急遽開催をお願いいたしました、平成 28 年東部知多衛生組合議会第 2 回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理の環境行政につきまして、深いご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。本日の臨時会にご提案申し上げます案件は、平成 28 年度の補正予算と工事請負契約の変更の 2 件を提出いたしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。よろしく、ご審議の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（深谷直史）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 84 条の

規定により議長において、3番日高 章議員及び12番渡辺 功議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。おはかりいたします。

本、臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本、臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、議案第5号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」及び

日程第4、議案第6号「工事請負契約の変更について」を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

それでは、議案第5号及び議案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

始めに、議案第5号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものでございます。第2条は継続費の変更による補正でございます。第3条は地方債の変更による補正でございます。

続きまして、議案第6号「工事請負契約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、平成28年東部知多衛生組合議会第1回定例会におきまして議決をいただきました、ごみ処理施設建設工事に係る工事請負契約について、ごみ処理施設建設の事前調査として、現場内の土壌調査を実施した結果、ひ素、ふつ素、鉛の項目において環境基準値を超える汚染土が確認されました。今回、この汚染土を適切に処理する費用を追加することで契約内容を変更するため、東部知多衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長からそれぞれ説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（深谷直史）

事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

それでは、議案第5号及び議案第6号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第5号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の内容のご

説明を申し上げます。本補正予算は、歳入歳出予算の総額に変更がなく、歳入歳出予算にかかります内訳を変更とするものでございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと存じます。「第2表の継続費補正」は、ごみ処理施設建設事業にかかります建設工事については、工事請負契約の変更の議案による変更後の金額に、また、新規に中電鉄塔等設置工事にかかります負担金を3カ年の継続事業にいたしましたので、これらの変更にあわせまして、総額165億3,588万2千円を173億168万9千円に、及び平成28年度以降の年割額を変更するものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと存じます。「第3表の地方債補正」は、同様に本年度分のごみ処理施設建設事業費の変更に伴い、借入限度額を9,130万円増額し、5億1,150万円とするものでございます。なお、「起債の方法」「利率」及び「償還の方法」については、変更しておりません。

続きまして、補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。7ページをご覧いただきたいと存じます。歳入からご説明申し上げます。3款1項1目国庫補助金9,130万円の減額は、中電鉄塔等設置工事負担金にかかる補助金の変更に伴いますものでございます。この要因は、中電鉄塔等設置工事負担金を当初一括納付する予定をしておりましたが、国、県の指導により3カ年の継続事業に変更したことによるものです。

7款1項1目組合債9,130万円の増額は、中電鉄塔等設置工事負担金の減額とごみ処理施設建設事業の契約変更に伴うものでございます。この要因は、中電鉄塔等設置工事負担金を3カ年の継続費としたこと、また、ごみ処理施設建設工事の敷地内に、環境基準を超える土壤汚染物質が確認されましたので、これらの対応のために本年度分の年割額を調整したことによる組合債を増額するものでございます。

次に、8ページの歳出についてご説明を申し上げます。4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費は、15節工事請負費2億7,265万7千円の増額は、土壤汚染対策工事費のうち本年度分の年割額の増加分を計上したものでございます。19節負担金、補助及び交付金2億7,265万7千円の減額は、中電鉄塔等建設工事負担金を3カ年の継続事業といたしましたので、不用額を減額したものでございます。

次に、建設事業費の変更に伴いまして、総額と平成28年度以降の年割額と財源内訳が変更となっております。詳細につきましては、9ページ目に「ごみ処理施設建設事業に係る継続費についての調書」が記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第6号「工事請負契約の変更について」内容のご説明を申し上げます。議案第6号関係の参考資料は、議案の裏面及び先程配布させていただいた概要版、図面、比較書を、

あわせてご覧願いたいと思います。まず議案の1契約の目的は、「ごみ処理施設建設工事」、2契約金額は、変更前「163億7,928万円」を、変更後5億3,352万円増額して「169億1,280万円」に、3契約の相手方は、当初契約どおり「新日鉄住金エンジニアリング株式会社」を相手方といたしまして、契約変更を締結するものでございます。なお、今回の契約変更に伴う工事期間には、変更ございませんので、よろしくお願いします。

次に、内容につきましては、平成31年度供用開始を目指して、現在進めております「新ごみ処理施設の建設」につきまして、去る平成27年第1回臨時議会におきまして議決をいただき、平成28年第1回定例会にて増額の議決をいただきました「工事請負契約の変更」を行うものでございます。変更の詳細及び内容は、「変更理由」に示したとおりであります。この変更に至ります経緯についてご説明申し上げます。

新ごみ処理施設建設工事を実施する東部知多衛生組合の敷地内において、環境基準を超える土壤汚染物質が確認されましたので、「土壤汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づいた対策を講ずるために変更するものでございます。

それでは、契約金額の変更に至りました、先ほどお配りした概要版の「(1)の経緯」について、ご説明申し上げます。当組合では、新ごみ処理施設建設工事を実施するために、平成27年1月に、環境アセスメントによる調査及び平成27年10月に元請業者による調査を実施しましたが、環境基準を超える土壤汚染項目は確認されませんでした。

次に、平成28年7月8月に東部知多衛生組合の敷地内で、新ごみ処理施設建設と同時期に施工される大府市下水道課発注の工事で実施された2回の土壤調査、ボーリング調査により、環境基準を超える汚染物質、ひ素、ふつ素、鉛が確認されたため、組合も同席のもと大府市下水道課が尾張県民事務所知多県民センター環境保全課と協議を行いました。その中で、近接施工している新ごみ処理施設建設においても、土壤汚染対策法及び県民の生活環境の保全に関する条例に基づいた対策が必要になると結論でした。そのため、当組合においても、土壤汚染確認のため、平成28年8月に土壤調査を実施し、9月8日に元請業者より報告を受けております。

それでは、「土質調査及び土壤溶出試験結果」から今回の環境基準を超えた件について、ご説明申し上げます。本日、配布いたしました別添資料1、A3版の図面をご覧いただきたいと思います。この図面は地質推定断面図となります。この表の見方は、左上が「土壤溶出試験観測地点」を、左下が「地質の凡例とひ素、ふつ素、鉛のそれぞれの環境基準値」を、右側上段の「断面A」は観測地点ナンバー1からナンバー6の断面図で地点ごとの汚染物質の種類、汚染度、計測値及び検出深度、深さを表示しております。下段の「断面B」は観測地点ナンバー2からナンバー6の断面図で、同様の表示をしております。

まず、この図面の左上の「土壤溶出試験観測地点」で実施した土質調査用のボーリングサンプルから、4カ所、ナンバー1、ナンバー7、ナンバー6、ナンバー2と、あらたに1カ所、ナンバー10でボーリング調査を行い、土壤のサンプリングを実施いたしましたものでございます。

調査結果としましては、ひ素、ふつ素、鉛の3項目が、環境基準値を超過しておりました。その大部分は2倍以下で、最大でも鉛が3.5倍の値となっております。また、環境基準を超えた物質を、地層推定断面図上に落とした図面で検証しますと、汚染物質が多く確認されている地層には、腐食物や炭化物、貝殻片などが点在している地層となっており、検出された物質はすべて自然界に存在するものであり、検査した値のすべてが、基準値の10倍以下であること、土地の履歴、地層の状況からも盛土由来、自然由来の可能性が高いと想定されます。

また、9月27日に建設場所に隣接する葭野最終処分場跡地、今現在、駐車場用地となっているところですが、その保有水、遮水シート上の水を採水し測定した結果、ひ素、ふつ素、鉛ともに環境基準を下回っておりました。このことから、葭野最終処分場跡地からの漏水による汚染ではないものと考えられます。

しかし、健康被害防止の観点から、自然的原因により有害物質が含まれる土壤とそれ以外の汚染土壤とを区別する理由がないため、平成22年4月に土壤汚染対策法が改正され、自然由來の土壤汚染も法の対象になりましたので、土壤汚染対策をしなければなりません。

次に、(2)の「対応方法の検討について」を説明いたします。汚染土を処理する方法について、知多県民センター環境保全課と協議を重ねてますが、「環境省のガイドラインに基づく調査、処理の実施」、「汚染土の適正処分」、「地下水の水質モニタリング」についての項目は確実に履行されるように指示を受けております。

次に、議案添付、A4版の「汚染土壤搬出計画図」をご覧ください。この図面は、今回、施工する工事エリアから搬出される汚染土量を算出したものであります。工場棟、ランプウェイ、計量棟あわせて、約2万立方メートルの搬出を予定しています。

それでは、次に、戻りまして本日配布いたしました別添資料2、A4版のものになります。「土壤汚染対策工事に係る比較について」をご覧ください。この表は、3パターンによる汚染度の処理方法、作業手順、作業性、工期、安全性などを検討したものでございます。

ケース1は、「土壤汚染調査を実施後、汚染土の有無を分別し、処理する方法」であります。この方法は、尾張県民センターより調査命令が発令され、10メートルグリッドで120箇所、23メートルのボーリングを実施し、1メートルごとに3項目、ひ素、ふつ素、鉛の分析を行うものです。その際、10メートルグリッド及び深度レベルでの土壤を分別しての搬出となるため、仮置きスペースの不足等により掘削作業が手詰まりとなり、作業中断を繰り返すことが想定され

ます。この方法で対応した場合、土壤調査、掘削土の分別作業、掘削汚染土の運搬処分及び工期が約6カ月以上遅れることによる工期遅延補償等で、判明しているものでも約9億円以上の費用が必要になると試算しました。

次に、ケース2は、「埋戻しに利用する汚染土は除き、残りの汚染土は全量処理し、埋戻し土を仮置き後、再度工事内利用を行う方法」であります。この方法を検討するに当たり、環境省水大気環境局土壤環境課の「汚染土壤の運搬に関するガイドライン」を参考としております。今回は、「容器による対応」の中で、コスト面で優れた、フレキシブルコンテナ、トン袋で検討しました。埋戻しに必要な土は約7千立方メートルでフレコン袋に詰めると、約9千袋が必要になります。場内で一旦、汚染土を置き、袋に詰めるスペースが必要で、工期的にも3カ月以上の遅延が考えられます。また、仮置場での保管も拡散防止措置が必要となり、概算で「約6億5千万円以上」の費用が必要になると試算しました。

次に、ケース3は、「汚染土を全量処理し、埋戻し土を全量購入する方法」であります。この方法は、掘削土はすべて、汚染土であるという前提条件があるため、土壤調査の必要はありません。工事を進めながらの対応となるため工期を延長する必要もありませんが、掘削土がすべて汚染土対応となることで、埋戻し土を購入しなければならないことがあります。この方法で対応した場合、掘削汚染土の全量運搬、処分、埋戻し土の購入の費用として、「約5億3千万円」が必要になると見込まれます。

3ケースを比較検討した結果、組合といたしましては、今回判明した土壤汚染物質の拡散防止対策を実施するうえで、土砂搬出、搬入による汚染の拡散防止が期待でき、費用も最少で、かつ、工期も最短で施工できるケース3の「汚染土を全量処理し、埋戻し土を全量購入する方法」を採用し、実施してまいりたいと考え、本議案を提出するものでございます。

最後に、今話題となっております東京都の「豊洲市場」における汚染問題は、住民に対し、説明の努力、説明責任が十分でなかつたことが原因であると考えられます。組合といたしましては、周辺住民の方の不安解消のみならず、周辺住民のご理解やご協力が不可欠になります。そこで、組合所有の地下水観測井戸を活用した地下水モニタリングを実施し、構成市町はじめ関係機関と連携をはかり、正確な情報を組合ホームページによる公開、また、汚染被害が拡散しない確実な方法と、新ごみ処理施設が安全で安心できる施設であると認識いただけるように、対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、今回の「大府市における土壤・地下水汚染に係る報告」によるプレス発表が、10月14日に予定されていると聞いておりますので、よろしくお願ひします。また、8月の全員協議会でご説明申し上げました日陰問題については、順調に手続きを今現在進めております。なお、建

築確認申請については、正式に9月28日付けで許可を得ることができましたことを、あわせてご報告させていただきます。以上で議案第6号の説明を終ります。

○議長（深谷直史）

これより、質疑に入ります。「議案第5号」について質疑を行います。

質疑はありませんか。6番早川直彦議員。

○6番議員（早川直彦）

議案第5号の7ページ、歳入の国庫補助金について聞かせてください。中電の鉄塔を一括でやるものと分割でやることで、国庫補助金が9,130万円なくなっているのですが、分割したことにおいて、国庫補助金が貰えなくなってしまうものなのか。どこかで国庫補助金が貰えるのかどうか、貰える貰えないで随分違うものなのか。あと、今回の5億3千万の工事が増えたことによる、それに対する国庫補助金の対象になるのかどうか、その辺について、答えていただきたい。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

今回の中電の鉄塔につきまして、3カ年に分けたので、全体的な補助金の額については変更ございません。ごみ処理施設の今回の土壤の補助金があるのかどうかですが、いろいろ聞いてみましたが、つきませんので、単独となります。以上です。

○議長（深谷直史）

答弁が終わりました。6番早川直彦議員。

○6番議員（早川直彦）

つかないと言うことなんですが、なにかその市町の首長でなんとかつかないのか、そうゆう努力しようとか、ただ単につかないじゃなくて、やはり額も非常に大きいです。前回の工事の変更もありますので、その辺、陳情するなり、なにか考えはないでしょうか。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

その件につきましては、管理者と相談しながら、やらしていただきたいと思います。基本的には、国にお聞きしたんですけど、この件に関しては、つきませんと言われておりますので、努力はするようにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

他に質疑はございませんか。5番富永秀一議員。

○5番議員（富永秀一）

理解が追いついていないだけなのかもしれません。1ページの第1表からすると、中電鉄塔等設置工事費負担金が3カ年に分れたことによって、今年度の国庫補助金の減りましたよと言ふことですが、そこまでは判るんですけど、その分だけ同額、組合債を増やすなければいけない理由。

3カ年に分割することによって、今年度、減るわけですよね。そこまではいいんですけど、それを補うのに組合債を発行することになる理由が、知りたいと言うことが、1点と、第2表3ページ、これで継続費が増えていて、これは先程からでています、中電鉄塔等設置工事費負担金が分かれたことで、継続費に入ってきたと言うことが主な原因ですが、それとあと議案第6号の契約変更ですね、その合計だけかと言うことですね。契約変更額5億3,352万円で、それより2億3,228万7千円ほど継続費が増えているので、それが中電鉄塔以外にもなにかもあるのであれば、それも教えてほしいと言うことです。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

1点目の組合債の件ですけども、補助金が9,130万円減ったことに対して、組合債が9,130万円増えたことに対してだと思います。それにつきましては、中電鉄塔は減ったんですけど、それにあわせて今回の工事契約変更の、土壤汚染の分を3カ年の継続費に分けましたので、今年度分の出す分を増やしたと言うことでございます。多少の精査につきましては今度の定例会で精査はさせていただきますけど、今回につきましては、負担金を変えない範囲内で、調整をさせていただきましたので、正確な数字は、まだ精査されてないところはございますけれど、その点だけよろしくお願ひします。

継続費の全体で増えたことでございます。変更に伴う5億3千万円と、中電鉄塔の契約が済まして、当初3億ちょっとの金額だった思います。それが今度、中電と契約いたしまして、2億3千万円程度で済むと言うことで、今進めておりますので、その併せたものが増えたと言うことでございます。以上でございます。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。5番富永秀一議員。

○ 5 番議員（富永秀一）

そうすると 1 点目の方は、それに補正前と後を変えない額、便宜的に今、とりあえず積んだと、そういうことでいいかどうか、その理解であつていいかどうかの確認です。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

精査については、2月の補正でやらしていただきますのでよろしくお願ひします。いろいろなものがありますので、その中でやらしていただきます。

○議長（深谷直史）

他に質疑はございませんか。ないようですので、次に「議案第 6 号」について質疑を行います。質疑はありませんか。6 番早川直彦議員。

○ 6 番議員（早川直彦）

8 月 22 日の第 2 回定例会の時には、ある程度こうゆう状況があると、判っていたと思うんですが、あえて議会なり全員協議会で説明しなかった理由について、まず、聞かせていただきたいのと、マスコミの対応が今、騒がれている中、地下水のモニタリングをして、組合ホームページへ出すこともあるんですが、地域の住民の皆さんからすると、すごく不安なこと思いますんで、組合のホームページだけでなく、関連市町の広報も使って周知する考えがあるのかどうか。

また、住民の説明会を開催するのかどうか聞きたいのと、汚染土は全量、業者に出して処分するかたちになります。出すことによって、当然、埃がたったりとか、道路に土が出るとか、そうゆう心配も出てくる。その辺は、どのように対応されるのかどうか。汚染水を外部に出さない対策を、今後してかなければいけないと思うんですが、今回の工事、最終的に多分、国や県から指導があって、その建物が出来て、最終的に汚染水、外に出ない、内部で処理しなさいとなるんですが、貯水槽を造ったりとか、まだ他にも費用が掛かる可能性があるのか、その辺を、お聞かせください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

8 月 22 日の事前の話ですけど、明確にわかつたものでもない、まだ県との打合せが、最終的に結論がでてなかつたですから、途中の段階で不確かな情報で、皆さんにお知らせするのも、どうかと言うことで、やめさせていただいたことでございます。

公開の件です。それにつきましては、大府市さんのこともあります、各関連構成市町のこともございますので、うちのほうでは、ホームページに出さしていただきます。それで、県のホームページに飛ぶようにしていただきますし、あと特に大府市さん、東浦町さんは地元になりますので、それについても、うちのホームページに飛ぶように、何か方法は考えるつもりで今、検討はさせていただいている最中でございます。

3番目の住民説明でございます。住民説明につきましても、組合単独とゆうのも、なかなか難しいと思います。あくまでも関係市町と協議させて、どうゆうふうにしてゆくのか検討させていただきたいと思います。

汚染土の搬出につきましては、愛知県指定の汚染土の処理する業者が決まっておりまして、その業者が完全に飛散防止をした幌をするとか、処理をさせていただいて、安全に処理をするつもりで今、予定をしておりますので、よろしくお願ひします。

あと汚染水の話なんですが、今、工事現場で今後、処理していくと、出た水につきましては、処理できるように、汚染された水が流さないような工夫をして、常時、工事を進めていく予定をしております。その後、出来た場合のことですが、つきましては、地下水のモニタリングですか、それを年4回、汚染の具合をみながら、もし、汚染が出るようでしたら、国とか県とか相談をしながら、どうゆうふうに処理してゆくかについて、対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

答弁が終わりました。6番早川直彦議員。

○6番議員（早川直彦）

マスコミに対して、公表がされてないと思うんですが、マスコミにも当然、公表されるものなのでしょうか。それが1点と、もう1点なのですが、市民の方、かなり汚染水、汚染土の問題はすごく関心が高いですんで、その辺をまだ、こうゆうふうにしようとか、具体的なものはまだ決まってないと思うんですが、また、決まったらどうゆうふうに公表するのかって言うのが、関連市町の議員にも周知する、こうゆうふうにしますよと、ゆうことを説明があるのかどうか、その辺が心配ですので、どうなっているんだ、組合議員なにもやってないのかって、言われるのも困りますので、その辺、どうゆうふうな周知をするのかってゆうのを、公表する考えがあるのかどうかについて聞かしてください。

○議長（深谷直史）

2点について、お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

マスコミへの公表なんですが、今回の件につきましては、うちの方は、申立書ってことで、自ら汚染しておりますってことを、県の方へご報告させていただくものですから、その件につきましては、マスコミへの公表はないそうです。大府市さんの方は報告とゆうかたちですんで、その中に大府市さんが、こうゆうふうにやってゆくことが書いてあるそうです。ですので組合として単独の公表はないと思っております。

今後、市民への対応、いろいろ今話題になっている豊洲の市場のこともあるんですけど、その辺の公表の仕方につきましてまた、いろいろ事務局で構成市町の担当者と、よく話し合って、どうしてくかを決めさせていただいて、後は管理者副管理者の会議の中で、どうしてゆくか決めさせていただいてから、どうゆうふうにしてゆくか皆様の方へ、ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

他に質疑ありませんか。5番富永秀一彦議員。

○5番議員（富永秀一）

別添資料2の方で、ケース3で、こうゆう費用項目がございますよと言うことが載っているのですが、実際の金額自分が、いくら位になるのかと言うことが判りましたら教えてください。それから、汚染土が2万15立米、出るわけですが、全量、場外処分と言うことなんですねども、これはどこで、どのように処分されるのか、もし決まっていれば教えてください。もし、決まっていないようであれば、今後どのようにして決めていくのか教えてください。

それと3点目、今回の大事な点だと思うんですけども、汚染のレベルとしては、それ程、高くないと言うことが、ホームページで資料を公開されると言うことですが、それが、明らかに市民に分り易く公開されるのかどうか、今、いただいた資料の中では、地質推定断面図で基準値が載っていて、自分で計算して比較すれば何倍かは、判るのですが、もし、これをそのまま出されるだけであれば、市民にとって分かりにくい資料かなと思いますので、どの程度の汚染レベルなのかが、市民に判りやすいかたちで公開されるかどうか、と言うのを教えてください。

○議長（深谷直史）

3点について、お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

1点目の費用のはなしなのですけども、あくまでも概算で、試算と言うかたちになりますので、先ほどの説明の中でも申しました、ケース3の場合だと、1立米当たり、約2万5千円、2万立米で約5億円。購入土が約3千万円。もう少し言いますと、付け加えさせていただきま

すと、改良費が約1千万円で購入土が約2千万円。

2点目の汚染土の処理方法なんですが、愛知県の指定の処理業者がございますので、そこに持つて行って洗浄だとか焼却処分だとかされて、処理については、そちらの方に任せるとございませんので、後はコンクリートの材料、原料になると聞いております。

3点目の1番肝心なところでございますけど、広報の仕方につきましては、図面は簡単なものになるかと思いますけど、どうゆうふうにするかは、内部で検討させていただいて、分りやすくなるような方法を考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。5番富永秀一彦議員。

○5番議員（富永秀一）

どう処分するのかとゆう点についてだけ、伺いたいのですが。県の指定の業者に任せることなのですが、多分、県が指定する業者は、たくさんあると思いますので、入札かなにかで決めてくと言うかたちになるんでしょうか。決め方について、教えてください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

今回につきましては、住金の設計施工監理になりますので、住金の指定、取引のある業者とすることで、持つて行く行き先については、名古屋市内の方にと言うように聞いております。

○議長（深谷直史）

他に質疑はございませんか。2番大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

大きく3点、お聞きします。今回、六間調整池、大府市の工事で自主的な調査で判ったとすることだと思います。その前にですね、東部知多衛生としては環境アセス、評価はしておるんですけども、具体的に、その前問題なしと、数値は高かったけれども、問題なしと出たのは、この図のどちら辺で、深度、深さはどれぐらいだったのか、言うのが1点目です。

もう1点はですね、前回、実施した、新日鉄住金が実施した、組合が実施した環境アセスの調査結果は、丸と出たのに、今回、ペケになるわけですけども、これぞ大府市の自主的調査がなければ、このまま進んでいたのかどうなのか、言うことですね、これ2点目です。

3点目は、先ほどの富永議員の質問にも関連しますけども、土壤汚染の処理業者については、県の、新日鉄住金が決定することですけれども、大府市の工事の六間調整池も同じように、土壤汚染処理業者があると思うんですけども、これは同一業者になるのか、別々に選ぶの

か、その辺について3点お聞かせください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。業務課長。

○業務課長（久米繁治）

1点目の環境アセスの場所と深度なんですが、環境アセスの方ですと、土壤調査と言うのは、ボーリングをすることではなくてですね、地面の地表の厚さ50センチなどからサンプリングをすることを言うかたちですので、組合の敷地で舗装のされていないところから1点取っております。そのところは、アセスのところにもありましたんすけれども、環境基準の中に収まっております。ただし、環境基準値に近い値だとは記憶しております。

○議長（深谷直史）

事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

環境アセスの結果が、大府の件がなければ、進んでいたかどうかと言うことだと思います。これにつきましては、それぞれ土壤を搬出する時に、改めて調査をすることが仕様書でうたつてあります。それに検査をして、もし、異常があれば、その時にこのような取り扱いをすることになっておりましたので、よろしくお願ひします。

あと3点目の土壤汚染の処理業者の方なんですけれど、大府市の業者と同一かどうかと言うことでございます。それにつきましては、別業者だと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。2番大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

2点目の確認なんすけれども、と言うことは、環境アセスがとおって、ずっと工事をしていて、そしてその土壤の処理をする時には、もう一度調査をすると言うのは、最初から契約にうたわれていた、と言うことで、こうゆうこともありえると、言うことの認識でよろしいでしょうか。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

出すにしても、調査をすることが、1番、大切でございますので、そうゆう認識をしております。そうゆうことが可能性があると言うことで、仕様書にうたわせていただいたわけでございます。

○議長（深谷直史）

他に質疑はありませんか。12番渡辺功議員。

○12番議員（渡辺功）

いろんな質疑をお伺いして、事務局の説明を受けてですね、今回の対応について、ケース3がベストなのかなとゆうふうに思います。費用面とか期間、ただですねケース3は、ある意味では、がんになった部分だけを摘出するのではなくて、全摘するんだと、言う处置でスピードを上げて治癒室に向かう方法なもんですから、見方を変えるとですね、なかなか我々は説明を聞いてよく分るんですが、一般の方から見れば、あそこ全体が汚染土だったぞと、こうゆうような誤解だとか、ある意味では、違った曲がった風評が出たり、そうゆうことを十分、事務局としても念頭に入れていたので、先ほどのご質問にもありましたけども、分りやすく誤解の無いように、丁寧な丁寧な広報をお願いをしたいと言ふことで要請をしておきます。以上です。

○議長（深谷直史）

意見でいいですか。

○12番議員（渡辺功）

はい。

○議長（深谷直史）

他に質疑ありませんか。

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、「議案第5号」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に「議案第6号」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、まず「議案第5号」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。確認しました。

挙手全員であります。議案第5号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして「議案第6号」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。確認しました。

挙手全員であります。議案第6号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。以上をもちまして、臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。ここで、管理者から閉会のご挨拶を願いいたします。

○管理者（岡村秀人）

平成28年東部知多衛生組合議会第2回臨時会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、提出いたしました案件につきまして、慎重審査の上、お認めいただき、厚くお礼を申し上げます。組合といたしましては、汚染土の適切な処理に関しまして、細心の注意を払い実施してまいります。

引き続き、ごみ処理施設整備に係る4つの基本方針、「安全・安心で信頼される施設」、「環境に配慮した施設」、「循環型社会及び低炭素社会形成の根拠となる施設」、「費用対効果を考慮した経済性に優れた施設」を基に慎重に事業進捗を図ってまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○議長（深谷直史）

これをもちまして、平成28年東部知多衛生組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条  
第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

深 谷 直 史

3番議員

日 高 章

12番議員

渡 辺 功

